

まちのために「まずは動いてみよう」を応援します

かわさき市民公益活動助成金

随時申請
受付中！

結成3年未満の

市民活動団体に

最大10万円を助成します

助成対象期間：2025年3月31日までに行われる事業

公益財団法人かわさき市民活動センター

2024年度かわさき市民公益活動助成金 スタートアップ助成・募集案内

かわさき市民公益活動助成金は、団体運営の将来の自立・発展を図るため、市内で公益的な活動を行っている市民活動団体の「事業」を資金面から支援する、公益財団法人かわさき市民活動センターの制度です。

募集期間

随時募集

提出書類 【すべて必須】

- (1) かわさき市民公益活動助成金申請書（第1号様式：P1-7） ※当センターホームページからダウンロードしてください
- (2) 団体の規約・会則
- (3) 団体の2022年度決算書および2023年度・2024年度予算書
 - ◆団体の規約・会則および決算書・予算書がない場合は、作成してください。
 - ◆2024年に団体が設立された場合、2024年度予算書のみで構いません。
 - ◆2024年度予算書は、当助成金の申請事業予算を含めたうえで作成してください。
 - ◆提出書類は返却しません。必ず写しを保管してください。

応募方法

個別相談に申込みのうえ、上記提出書類を当センターまで持参または郵送で提出してください。

助成対象期間

2025年3月31日までに行われる事業



助成対象となる団体

※ 該当の可否でご不明な点は直接お問い合わせください。

次の要件をすべて満たす団体

- 1 市民活動（*1）を行っている団体であること。（暴力団または暴力団が関与する団体を除く）
- 2 市内で活動を行っていること。（事務所の所在地は不問）
- 3 主たる構成メンバー（*2）に、市内在住、在勤または在学者が最低1人含まれていること。

☞（*1）市民活動とは？

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に活動に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する営利を目的としない活動をいいます。

ただし、布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動を除きます。

☞（*2）団体の主たる構成メンバーとは？

代表者、副代表者、事務局長、庶務、会計など団体活動の中心的役割を担う者をいいます。



助成メニューの紹介

助成メニュー	スタートアップ（新しく活動を開始した団体が行う事業）
助成額	10万円以内
申請資格 (2024年4月1日現在)	3人以上で構成される発足後3年未満の団体 1団体1回のみ受給できます。
申請前個別相談	必須
審査	書類審査のみ
交付	交付決定後、翌月末。

対象外の事業

- 1 申請事業が他から委託されたものである場合
- 2 川崎市または川崎市出資法人等から（1）申請事業と同一事業の補助金・助成金受給している場合、または、（2）団体運営に関する補助金・助成金を受給している場合（※申請段階で受給が決定している場合を含む。）



申請に関する事前相談

※必須

助成金の対象となる事業の見極め、申請書の書き方や対象経費の範囲など、助成金申請に係る各種相談に応じ、提出までをサポートしています。



対象となる経費 ※○印…認められる経費

※ 経費には、今回申請事業の記録・報告に関する諸経費も含めることができます。

※ 原則として交付後の予算の変更（費目間流用）は認められませんのでご注意ください。

費目	内容・例	別添資料の提出
謝礼金等	講師謝礼、指導料、コーディネーター料、ファシリテーター料等 ※ 1人あたりの謝礼金の上限は原則5万円（税込み、1日単位）です。 ※ <u>デザイン料・保育料・通訳・出演料など特定の技能・知識を生かした役務については役務費として「その他経費」に記入してください。</u> ※ 団体メンバー（とくに申請書P4「実施体制」に掲げるメンバー）への支払いは認められません。	
旅費・ 交通費	移動等に係る交通費、通行料金、宿泊費等 ※ 交通費については団体メンバーも計上の対象となります。 ※ 地域の限定はありませんが、必要性の観点から審査します。	
消耗品費	<u>単価2万円未満</u> の用紙代等の消耗品、材料、書籍等の購入費等	
印刷製本費	公共施設等におけるコピーおよび印刷経費、業者等への印刷・製本に関する委託料等	必要 (業者見積等)
通信運搬費	通信運搬に係る切手、メール便等	
使用料・ 賃借料	施設等の会場使用料、車両・機器等の賃借料	
その他経費	役務費、各種保険料、振込手数料、その他上記費目以外の経費 ※ 他団体が主催する講座等への参加費や負担金は認められません。 ※ 広告宣伝費は原則として認められません。 ※ 懇親のための飲食に係る経費は認められません。	必要 (業者見積等)

※必要に応じ、見積書等の提出をお願いする場合があります。



提出・問合せ先

公益財団法人かわさき市民活動センター

所在地：〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12

電話：044-430-5566

ファクス：044-430-5577

E-Mail：suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp

URL：https://www2.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/volunt/

https://www2.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/volunt/dl/（様式ダウンロード）

